

# 中国の相続制度

前回に続き中国の相続制度について取り上げます。中国の相続法（継承法）は、1985年10月に制定されました。当時

は改革開放政策が決定されてから5年ほどしか経っていないかったため、資本主義的な感覚は薄く、市場も未成熟であり、相続的な支配権は全くと云うていいほど無かったようです。

相続は親族の生活を維持させるためのものですが、親族に引き継ぐことが最も合理的な解決法であると考えられています。社会主義のもとで作られた中国の相続法は国の社会福祉的役割の一部を個人に負担させ、高齢

者を尊敬し、お世話をするとという昔からの伝統的美徳である「長幼の序」が大前提となっています。

文化大革命以前は、「反革命分子」などと判断された場合、無条件に財産が没収されることは日常茶飯事だったそうです。当時から、相続法は格段に良くなっています。

両親の老後を世話するためには、経済的に余裕がないとできません。法整備はもちろん、家族の協力も不可欠です。しかし、ここで課題となっているのは、家族で親の世話をしようにも、少子高齢化に歯止めがかからな

## 制度の目的は「相続人の生活の維持」

いことです。

中国では、1979年以降、一人っ子政策を導入してきましたが、2014年以降は30年ぶりとなる生産年齢減少に伴い、2016年より一人っ子政策を廃止していきま

す。しかし、1000人「制度」も導入していきま。あたりの出生率は低下しており、初婚率も2019年まで減少し続けています。

一人っ子政策の廃止など、政府は様々な打開策を打ち出すなか、離婚率を減らすための政策として、更には国の経済発展にむけた重要なポイントである「クレーングオ

## 中国の高齢者マーケット

～介護・不動産事業の行方～



ゲストハウス総経理  
稲田 義人

著者プロフィール  
ゲストハウス総経理。中国事業に携わって7年、介護職員養成学校の立ち上げや日本式介護研修の実施、また、日系介護企業を集めての上海シニア産業フェアの主催等、上海シニア事業全てを総指揮。